

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年12月27日

金 曜 日

第 3708 号

目 次

規 則

- 富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 1
- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 2
- 富山県建設業法施行規則の一部を改正する規則
- 富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 都市計画の変更 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定

公 告

- 財政概況及び地方公営企業の業務の公表 5
- 開発行為の工事完了 6
- 土地改良区の役員の就退任

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第49号

富山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

富山県営住宅条例施行規則（昭和35年富山県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に

「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

(建築住宅課)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第50号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成6年富山県規則第14号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項の表生活環境文化部の項中「芸術文化係」を「芸術文化係 新近代美術館整備班」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県建設業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第51号

富山県建設業法施行規則の一部を改正する規則

富山県建設業法施行規則（昭和40年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(富山県建設工事紛争審査会の委員の定数)

第 9 条 法第25条第 3 項の規定により設置される富山県建設工事紛争審査会の委員の定数は、8 人以内とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(建設技術企画課)

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第52号

富山県建築士法施行規則の一部を改正する規則

富山県建築士法施行規則（昭和25年富山県規則第 108号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 雑則（第20条の 3—第22条）」を

「第 7 章 富山県建築士審査会（第21条）」に改める。

第 8 章 雑則（第22条—第24条）」

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条の 3 を第22条とする。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章の次に次の 1 章を加える。

第 7 章 富山県建築士審査会

(委員の定数)

第21条 法第28条の規定により設置される富山県建築士審査会の委員の定数は、7 人以内とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(建築住宅課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~**富山県告示第509号**

都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により次のとおり都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により当該都市計画の変更に係る図書を公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 富山高岡広域都市計画道路

(名称) 3・4・412号 桜馬場南町線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

高岡市南幸町、博労本町、清水町一丁目、永楽町、羽広二丁目、羽広、扇町二丁目、早川、瑞穂町、波岡、美幸町二丁目、横田、美幸町一丁目、本郷二丁目、四屋及び長慶寺の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更に係る図書の縦覧場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定
による指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定するので、同法第69条第1号の規定により公示する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

| 指定自立支援医療機関 | | 担当すべき自立支援医療の種類 | 病院又は診療所において担当すべき医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|--------------|----------------|-----------------------|-----------|
| 名 称 | 所在地 | | | |
| みらいつばき薬局 | 黒部市三日市3470番地 | 精神通院医療 | | 平成26年1月1日 |
| たちいで薬局 | 富山市西長江1-1-14 | 精神通院医療 | | 平成26年1月1日 |

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

財政概況及び地方公営企業の業務の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び富山県財政概況の作成及び公表に関する条例（昭和23年富山県条例第6号）の規定による平成25年4月1日から平成25年9月30日までの期間における富山県財政概況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項並びに富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）第10条及び富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第6条の規定による平成25年4月1日から平成25年9月30日までの期間における富山県の地方公営企業の業務の状況を別紙のとおり公表します。

（なお、「別紙」については省略し、富山県経営管理部財政課並びに市役所及び町村役場に備えて閲覧に供します。）

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公 共 施 設 | | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|-----------------------------|---------|-----|---------------------|------------|
| | 位置・区域 | 種 類 | 住 所 | 氏 名 |
| 射水市松木 786番 1 及び松木字川田1731番11 | | | 射水市大門271番地 1 | 桜谷 仁 |
| 砺波市五郎丸 133番 1 及び 135番 1 | | | 石川県金沢市神宮寺二丁目20番 8 号 | 株式会社キセキ北陸 |
| 氷見市柳田1503番外10筆及び市有地 | | | 魚津市吉島二丁目 4 番 25号 | 有限会社アイエヌエル |

土地改良区の役員の退任

杉原土地改良区の役員であった次の者が平成25年12月 8 日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 西 野 賢 治 | 富山市八尾町井田 4648番地 3 |
| 同 | 榮 改 二 | 同 同 井田 7613番地 |
| 同 | 松 下 進 | 同 同 黒田 5135番地 |
| 同 | 松 永 正 明 | 同 同 井田新 85番地 |
| 同 | 村 上 睦 雄 | 同 同 大杉 239番地 2 |
| 同 | 熊 野 孝 和 | 同 同 杉田 225番地 |
| 同 | 宮 田 昭 治 | 同 同 寺家 299番地 |
| 同 | 上 野 謙 三 | 同 同 西神通 120番地 |
| 同 | 前 山 善 孝 | 同 同 中神通 228番地 |

| | | | | | | |
|-----|---|---------|---|---|----|---------|
| | 同 | 野 口 信 一 | 同 | 同 | 薄島 | 1000番地 |
| | 同 | 清 涼 義 昭 | 同 | 同 | 滅鬼 | 931番地 |
| | 同 | 谷 口 吉 光 | 同 | 同 | 野飼 | 374番地 |
| | 同 | 戸 川 幸 男 | 同 | 同 | 城生 | 1738番地 |
| | 同 | 深 山 信 幸 | 同 | 同 | 深谷 | 527番地 1 |
| | 同 | 竹 田 一 吉 | 同 | 同 | 丸山 | 476番地 |
| 監 事 | | 佐 藤 敏 夫 | 同 | 同 | 井田 | 248番地 |
| | 同 | 百 瀬 英 博 | 同 | 同 | 黒田 | 4517番地 |
| | 同 | 大 住 剛 司 | 同 | 同 | 杉田 | 1011番地 |
| | 同 | 坪 坂 尚 史 | 同 | 同 | 大杉 | 355番地 |

土地改良区の役員の就任

杉原土地改良区の役員に次の者が平成25年12月9日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成25年12月27日

富山県知事 石 井 隆 一

| 職 名 | 氏 名 | 住 所 |
|-----|---------|-------------------|
| 理 事 | 西 野 賢 治 | 富山市八尾町井田 4648番地 3 |
| 同 | 阿 部 哲 男 | 同 同 井田 7800番地 |
| 同 | 松 下 進 | 同 同 黒田 5135番地 |
| 同 | 下 林 広 志 | 同 同 井田新 77番地 |
| 同 | 村 上 睦 雄 | 同 同 大杉 239番地 2 |
| 同 | 熊 野 孝 和 | 同 同 杉田 225番地 |
| 同 | 新 木 彰 宏 | 同 同 寺家 527番地 |
| 同 | 齊 藤 敏 隆 | 同 同 西神通 480番地 |
| 同 | 平 野 清 | 同 同 中神通 607番地 |
| 同 | 鈴 木 和 昭 | 同 同 薄島 1020番地 |
| 同 | 清 涼 義 昭 | 同 同 滅鬼 931番地 |

| | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|---|----|---------|
| 同 | 金 松 | 誠 | 同 | 同 | 野飼 | 367番地 1 |
| 同 | 戸 川 | 幸 男 | 同 | 同 | 城生 | 1738番地 |
| 同 | 深 山 | 信 幸 | 同 | 同 | 深谷 | 527番地 1 |
| 同 | 竹 田 | 一 吉 | 同 | 同 | 丸山 | 476番地 |
| 監 事 | 佐 藤 | 敏 夫 | 同 | 同 | 井田 | 248番地 |
| 同 | 百 瀬 | 英 博 | 同 | 同 | 黒田 | 4517番地 |
| 同 | 大 住 | 剛 司 | 同 | 同 | 杉田 | 1011番地 |
| 同 | 坪 坂 | 尚 史 | 同 | 同 | 大杉 | 355番地 |